

平成29年

第2回定例会

議案第6号

副広域連合長の選任について

次の者を副広域連合長に選任したいので、北海道後期高齢者医療広域連合規約第12条第4項の規定により議会の同意を求める。

平成29年11月24日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 高橋定敏

記

高橋正夫

平成29年

第2回定例会

議案第7号

平成28年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について

会計管理者から平成28年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算が別冊のとおり提出されたので、地方自治法第292条において準用する同法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成29年11月24日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 高橋 定敏

平成29年

第2回定例会

議案第8号

平成28年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計歳入歳出決算の認定について

会計管理者から平成28年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計歳入歳出決算が別冊のとおり提出されたので、地方自治法第292条において準用する同法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成29年11月24日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 高橋 定敏

平成29年

第2回定例会

議案第9号

平成29年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）

平成29年度北海道後期高齢者医療広域連合の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,185千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,678,478千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年11月24日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 高橋定敏

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		千円 1,673,739	千円 △ 230,396	千円 1,443,343
	1 負 担 金	1,673,739	△ 230,396	1,443,343
4 繰 入 金		1	115,791	115,792
	1 基 金 繰 入 金	1	115,791	115,792
5 繰 越 金		1	115,790	115,791
	1 繰 越 金	1	115,790	115,791
歳 入 合 計		1,677,293	1,185	1,678,478

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
4 諸 支 出 金		千円 1,492,011	千円 1,185	千円 1,493,196
	2 償還金及び還付 加算金等	2	1,185	1,187
歳 出 合 計		1,677,293	1,185	1,678,478

平成29年

第2回定例会

議案第10号

平成29年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計補正予算
(第1号)

平成29年度北海道後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21,829,897千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ856,750,867千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年11月24日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 高橋定敏

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市町村支出金		千円 135,588,148	千円 △ 1,543,381	千円 134,044,767
	1 市町村負担金	135,588,148	△ 1,543,381	134,044,767
4 支払基金交付金		335,134,044	△ 5,257,610	329,876,434
	1 支払基金交付金	335,134,044	△ 5,257,610	329,876,434
8 繰越金		1	28,630,888	28,630,889
	1 繰越金	1	28,630,888	28,630,889
歳入合計		834,920,970	21,829,897	856,750,867

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療費		千円 834,637,783	千円 9,287,844	千円 843,925,627
	2 保険給付費	833,230,288	9,287,844	842,518,132
3 諸支出金		277,047	12,542,053	12,819,100
	2 償還金及び 還付加算金等	37,901	12,542,053	12,579,954
歳出合計		834,920,970	21,829,897	856,750,867

平成 2 9 年

第 2 回定例会

議案第 1 1 号

専決処分の承認について（北海道市町村総合事務組合規約の一部変更の協議
について）

平成 2 9 年 9 月 2 8 日、地方自治法第 2 9 2 条において準用する同法第 1 7 9 条
第 1 項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約の一部変更の協議をすること
について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認
を求める。

平成 2 9 年 1 1 月 2 4 日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 高 橋 定 敏

北海道市町村総合事務組合格約の一部を変更する規約

北海道市町村総合事務組合格約（平成7年3月7日市町村第1973号指令）の一部を次のように変更する。

別表第1 檜山振興局（11）の項中「江差町ほか2町学校給食組合」を「江差町・上ノ国町学校給食組合」に改め、同表胆振総合振興局（12）の項中「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に改める。

別表第2の1から7の項中「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に改め、同表9の項中「江差町ほか2町学校給食組合」を「江差町・上ノ国町学校給食組合」に、「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に改める

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

平成 2 9 年

第 2 回定例会

議案第 1 2 号

専決処分の承認について（北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の一部変更の協議について）

平成 2 9 年 9 月 2 8 日、地方自治法第 2 9 2 条において準用する同法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の一部変更の協議をすることについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 2 9 年 1 1 月 2 4 日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 高 橋 定 敏

北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を変更する規約

北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表第1中「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に、「江差町ほか2町学校給食組合」を「江差町・上ノ国町学校給食組合」に改める。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。